



平成 30 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 C O O 鈴木 善久
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 I R 室 長 山口 和昭
(T E L. 03-3407-7295)

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式（証券コード：8028）に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」又は「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、同社の完全子会社（以下「公開買付者」といいます。）がユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部、証券コード：8028、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、公開買付者の詳細については、現時点で未定です。詳細が決まりましたらお知らせ致します。

本公開買付けにつきましては、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと、②日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること等（注）の前提条件が充足された場合に速やかに実施することを予定しております。本日現在、伊藤忠商事は、公開買付者をして、平成 30 年 8 月頃には本公開買付けを開始せしめることを目指しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせ致します。そのため、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される際に、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うとのことです。

また、伊藤忠商事と対象者は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後においても対象者株式の東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部における上場は維持される予定です。

（注）本公開買付けにつきましては、上記①及び②のほか、③司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、④対象者に関する未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項に定める重要事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第 167 条第 2 項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、及び、⑤対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを実施の前提条件としております。

1. 買付け等の目的等

（1） 買付け等の概要

伊藤忠商事は、平成 30 年 4 月 18 日現在、対象者株式 52,447,896 株（所有割合（注 1）：41.45%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じです。））を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が平成 30 年 4 月 11 日に公表した「平成 30 年 2 月期 決算短信〔I F

R S】(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成30年2月28日現在の発行済株式総数(126,712,313株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(177,428株)を控除した株式数(126,534,885株)に対する割合をいいます。

このたび伊藤忠商事は、本日開催の取締役会において、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とする目的として、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等一定の事項が充足されたことを本公開買付けの開始の条件として、公開買付者をして、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施させることを決議致しました。

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されておりますが、伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、10,939,800株(注2)(本公開買付けの開始時において伊藤忠商事が所有する対象者株式と合わせて63,387,696株、所有割合にして50.10%)を買付予定数の上限とすることを予定しております。公開買付者が本公開買付けにより対象者株式10,939,800株を取得した場合、伊藤忠商事は公開買付者とあわせて、対象者の総株主の議決権の数(注3)の過半数を保有することになります。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(10,939,800株(予定))を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定する予定はありませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,939,800株(予定))以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本プレスリリースにおける買付予定数の上限(10,939,800株(予定))は、①63,387,696株(これは、対象者決算短信に記載された平成30年2月28日現在の発行済株式総数(126,712,313株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(177,428株)を控除した株式数(126,534,885株)に対して、50.10%に相当する数です。)から、②平成30年4月18日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式の数(52,447,896株)を控除した株式数を記載しておりますが、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において伊藤忠商事が所有する対象者株式の数及び当該時点での入手可能な最新の対象者が所有する自己株式数を踏まえ、最終的な買付予定数の上限を決定する予定です。

(注3) 対象者が平成30年1月12日に提出した第37期第3四半期報告書に記載された平成29年8月31日現在の総株主の議決権の数をいいます。

対象者が本日公表した「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、取締役の全員一致により、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに、対象者が本公開買付けに関して本対象者株式価値算定書(下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。)のほかに、対象者プレスリリースの公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして公開買付価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したことです。

対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公司買付けの目的及び背景並びに本公司買付け後の経営方針

① 本公司買付けの目的及び背景

伊藤忠商事は、昭和25年7月に大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場しております。伊藤忠商事は、伊藤忠商事並びにその連結子会社206社及び対象者を含む持分法適用関連会社94社（平成30年3月31日現在）から成る企業グループ（以下「伊藤忠商事グループ」といいます。）を構成しており、国内外のネットワークを通じて、繊維カンパニー、機械カンパニー、金属カンパニー、エネルギー・化学品カンパニー、食料カンパニー、住生活カンパニー、情報・金融カンパニーがそれぞれ人々の暮らしを支えるさまざまな商品やサービスを提供するため、原料等の川上から小売等の川下までを包括的に事業領域とし、多角的なビジネスを展開しております。伊藤忠商事は、食料カンパニーを中心として、コンビニエンスストア「ファミリーマート」と協働し、原料調達のスキーム設計から、商品開発、製造・加工、更には容器・包装資材の調達等も含め、店頭に商品が並ぶまでの食料バリューチェーンを最適な形にコーディネートしています。

一方、対象者は、昭和62年12月に東京証券取引所に株式を上場しております。平成28年9月に、ユニークループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニークループ・ホールディングス」といいます。）との間で、対象者を存続会社とする吸収合併による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行い、純粹持株会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社へ移行しております。対象者は、対象者、子会社38社、関連会社及び共同支配企業27社の計66社（平成30年2月28日現在）から成る企業グループを構成しており、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）を主力としたコンビニエンスストア事業（以下「CVS事業」といいます。）、ユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）を主力とした総合小売事業（以下「GMS事業」といいます。）及びその周辺事業を展開しております。

伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーション株式会社（以下「ファミリーコーポレーション」といいます。）（注1）が、平成10年2月に対象者（本経営統合前の対象者である、旧・株式会社ファミリーマート、以下「旧・ファミリーマート」といいます。）の株式28,620,000株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして29.74%）を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、効率的な物流運営・商品開発等、さまざまな分野で旧・ファミリーマートとの取り組みを推進してきました。ファミリーコーポレーションは、その後、市場取得等により旧・ファミリーマートの株式29,941,200株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして31.46%）を保有するに至り、平成21年9月には、伊藤忠商事が、旧・ファミリーマート株式を直接に保有することによって同社との連携を密にすることを目的として、ファミリーコーポレーションより、同社の保有する旧・ファミリーマート株式の全て（29,941,200株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして31.46%））を取得し、旧・ファミリーマートの筆頭株主となりました。平成21年9月時点で、伊藤忠商事グループが保有する旧・ファミリーマート株式の合計は、30,022,508株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして31.55%）となりました。その後も、伊藤忠商事は、主に市場買付けにより対象者（本経営統合前においては旧・ファミリーマートを指します。）株式を取得し（注2）、平成30年4月18日現在において、対象者（注3）株式52,447,896株（所有割合41.45%）を保有するに至っております。伊藤忠商事グループ全体で対象者株式52,694,101株（所有割合41.64%）を保有しております。このような資本関係を背景に、伊藤忠商事と対象者は、対象者のCVS事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り組みや、GMS事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進しております。

（注1） ファミリーコーポレーションは、当時伊藤忠商事の連結子会社であった西野商事株式会社（以下「西野商事」といいます。）の子会社として昭和63年3月31日に設立された食品関連の物流業務受託及びセンター運営業を営む会社であり、平成10年2月に株式会社西友及びそのグループ会社から旧・ファミリーマート株式28,620,000株（当時の総株主の議決権の数に対する割合にして29.74%）を取得致しました。伊藤忠商事は、平成14年9月18日付で、西野商事が保有していたファミリーコーポレーションの株式（同社の発行済株式総数の約95%）を取得し、同社を直接保有の子会社としております。ファミリーコーポレーションは、上記のとおり平成10年2月に旧・ファミリーマート株式を取得して以降、伊藤忠商事の連結子会社として、旧・ファミリーマートより物流業務を受託しておりましたが、平成23年3月に、伊藤忠商事の連結子会社であった株式会社日本アクセスを吸収合併存続会社、ファミリーコーポレーションを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより解散しております。

(注2) 伊藤忠商事は、平成26年7月7日から同年12月19日、平成28年2月5日から同年5月24日、平成28年10月20日から平成29年5月25日、平成29年10月13日から平成30年2月6日、平成30年2月7日から同年4月18日の各期間において、市場内で対象者株式を取得しております。

市場買付けによる取得のほか、伊藤忠商事は、本経営統合に係る吸収合併に際して、ユニークループ・ホールディングスの株主として、対象者株式964,896株（平成28年11月当時の所有割合0.76%）の割当てを受けております。平成28年11月当時の所有割合とは、対象者が平成29年1月10日に公表した「平成29年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成28年11月30日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（68,506株）を控除した株式数（126,643,807株）に対する割合をいいます。

(注3) 旧・ファミリーマートは、本経営統合に伴い、現在の対象者の商号である、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に商号変更しております。

一方で、近年、我が国的小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、Eコマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化、消費者の低価格志向の継続、店舗や物流における人手不足等により、厳しい経営環境が続いており、また、消費者ニーズの多様化や選別消費の傾向がますます強まっております。

対象者においては、GMS事業では平成29年8月31日の株式会社ドンキホーテホールディングスとの資本・業務提携により業態変更・改革を推し進めており、CVS事業では、平成30年11月には「サークルKサンクス」の「ファミリーマート」へのブランド転換が完了する目途が付いた状況ではありますが、上記の環境の中、近年対象者を取り巻く経営環境は加速度的に変化しております。とりわけ、小売業界における業態間の垣根を越えた競争は激化の一途をたどっており、対象者が今後の持続的な成長を目指すためには、自らが有する顧客基盤を活用して消費者ニーズを一層的確に捉え、魅力ある商品・サービスを提供するだけでなく、より高度に効率化された経営を推進していくことが必要不可欠となっております。他方で、伊藤忠商事についても、第4次産業革命とも言われる技術革新により、商社のビジネスモデルは大きく変化しており、伊藤忠商事の強みである生活消費関連においても、コンビニエンスストアのみならず、従来型のバリューチェーンを進化させる必要性を強く認識しております。従来のBtoBを中心とした商社のビジネスモデルのみに依拠するのではなく、顧客接点を拡大し、そこから得られるデータをビジネスに直結させていくことが必要不可欠となっております。

このような環境下、伊藤忠商事は、対象者の持続的な成長を実現するためには、対象者の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、対象者の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有していました。そして、平成30年2月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社との関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成30年2月下旬に、対象者に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診致しました。

その後、伊藤忠商事は、平成30年3月下旬から同年4月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成30年4月上旬には、伊藤忠商事及び対象者は、伊藤忠商事が対象者を連結子会社とすることによって、以下のような取り組みや効果を期待することができ、対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来型のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。

I. 伊藤忠商事グループの総合力を活用した対象者の事業基盤の強化

伊藤忠商事は、従前から、伊藤忠商事グループのネットワーク、リソースの積極活用による対象者との事業基盤強化に注力して参りましたが、上述の競争環境の激化、経営環境の変化に対して、より一層のスピード感をもって対応すべく、対象者を連結子会社とすることを通じて、コンビニエンスストア業態における従前の原材料調達や製造・中間流通の合理化のみならず、金融・サービス・情報ビジネスの開発・促進、新技術・次世代技術を活用したサプライチェーンの最適化・効率化やコスト削減、今後市場の更なる成長が見込まれるアジアをはじめとする海外事業強化等を含む、次世代化に向けた業態進化の取り組みを対象者と伊藤忠商事グループとがより一層一体になって推進することが不可欠であると考えております。とりわけ、電子マネー、クレジット、ポイント、ID等を含む金融事業（フィンテック（注））の開発、海外事業強化の2点に関しては、伊藤忠商事グループの

人的リソース活用、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先との連携等を更に強化したいとの対象者からの要請が多くなってきており、対象者を連結子会社とすることにより、これらのニーズに伊藤忠商事グループが一層機動的かつ柔軟に応じることが可能な体制を確立することが重要になっていると考えております。加えて、Eコマースリテールビジネスにおいても、データとテクノロジーの活用により消費者ニーズに即した商品・サービスを提供すべく、今後、リアルとインターネットの融合やバリューチェーンのデジタル化を推進するために、伊藤忠商事グループの総合力を集め、成長基盤を整備、構築して参ります。

II. 伊藤忠商事グループにおける事業展開の促進

伊藤忠商事グループの最大の顧客接点である対象者において、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先のあらゆる新技術・新サービスを積極的に導入し業態の次世代化を推進することで、伊藤忠商事グループ全体に新たなビジネスモデルを波及・横展開させることが可能になると考えております。対象者を伊藤忠商事グループのデジタル化対応におけるグループ戦略の柱と位置づけ、共通プラットフォーム基盤を構築していきます。

具体的には、対象者において、新技術を活用し従来型サプライチェーンを次世代型に進化させることで、マーケティングの高度化、生産・在庫・配送の最適化・効率化、店舗運営の効率化等を実現し、そこで得た経験・知見を伊藤忠商事グループの他のビジネスモデルへ応用していきます。

伊藤忠商事グループは情報産業分野においてAIやIoTなど最新のIT技術面において貢献が見込まれる伊藤忠テクノソリューションズ株式会社等の有力な事業会社群を擁していること、また、中国・アジア地域においては、金融事業をはじめとする多角的な事業展開を行っている中国のCITIC Limitedや、食料分野に強みを有するタイのCharoen Pokphand Group Company Limitedといった有力な戦略的提携先を有していることから、国内外のグループ会社・提携先との間で一層の連携を図ることで、日本のみならず、今後ますます成長が期待される中国・アジア地域においても、デジタル新技術の活用等によって従来型の業態に革新をもたらす取り組みを展開・推進することが可能となると考えております。

(注) フィンテックとは、情報技術を駆使した金融サービスの創出のことを意味します。

伊藤忠商事及び対象者は、上記のような取り組み、効果を早期に実現することでシナジー効果を更に発揮し、両者の企業価値向上を図るために、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用が必要であるとの判断に至ったことから、伊藤忠商事は、本日開催の取締役会において、公開買付を通じて対象者を連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施することを決議致しました。

今後も、伊藤忠商事グループは、対象者の課題解決・次世代化に一体となって取り組んで参りますが、「店舗オペレーションといった小売業の本質部分は商社の発想では難しい」という伊藤忠商事が従来から有する観点から、本公開買付けの成立後においても、店舗オペレーションといった小売業の本質部分についてはファミリーマート、ユニーという「小売業のプロフェッショナル」に任せ、経営の独立性を尊重する考え方へ変更はありません。伊藤忠商事グループは、対象者における日々の店舗オペレーションを支えるべく、その人的リソースを含む経営資源、提携先・顧客との密接なつながり、これまでの多角的な事業展開により培ったノウハウを対象者との間において密に有効活用することにより、金融事業（フィンテック）分野や情報産業分野の技術を活用した新たな機能やサービスの開発・実現による業態の進化、効率化等を促進して参ります。また、財務指標等に関しては、全社ベース・ターゲットを遵守して管理していくとともに、本公開買付けに伴う定量的・定性的な効果については、中期的に実現させて参ります。

② 本公開買付け後の経営方針

伊藤忠商事は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場及びその経営の自主性を維持しながら連携を強化する方針です。また、本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、対象者の上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、伊藤忠商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本公開買付け終了後に伊藤忠商事と対象者の間で協議して参ります。

(3) 本公司買付けに係る重要な合意に関する事項

伊藤忠商事と対象者の株主との間における本公司買付けへの応募に係る合意その他の該当事項はありません。

(4) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は伊藤忠商事の連結子会社ではなく、また、対象者の支配株主ではない者が公開買付者となる予定であるため、本公司買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、平成 30 年 4 月 18 日現在、対象者株式 52,447,896 株（所有割合 41.45%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、並びに、本日現在、対象者の取締役 10 名のうち高柳浩二氏、中山勇氏及び中出邦弘氏並びに対象者の社外監査役である馬場康弘氏が伊藤忠商事を退社してから 10 年以内の出身者であることを考慮し、伊藤忠商事及び対象者は、本公司買付けについて利益相反のおそれがあるとして対象者の取締役会における本公司買付けに関する審議及び決議並びに本公司買付けに関する伊藤忠商事との協議から除外すべきとは考えていないものの、慎重を期して、本公司買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づいております。

① 伊藤忠商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

伊藤忠商事は、本公司買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公司買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公司買付価格を決定するにあたり、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。なお、野村證券は、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公司買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公司買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成 30 年 4 月 19 日に株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得しました。

本買付者側株式価値算定書の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、伊藤忠商事から提示された本公司買付価格に関する対象者における意思決定過程の恣意性を排除し、本公司買付価格の公正性を担保するために、対象者及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券株式会社（以下「SMB C 日興証券」といいます。）に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 30 年 4 月 18 日付で株式価値算定書（以下「本対象者株式価値算定書」といいます。）を取得しているとのことです。SMB C 日興証券は、対象者及び伊藤忠商事の関連当事者には該当せず、本公司買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C 日興証券は、対象者からの依頼に基づき、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の株式価値を算定したことです。なお、対象者は、SMB C 日興証券から、本公司買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとの

ことです。

SMB C 日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、SMB C 日興証券から本対象者株式価値算定書を取得したことです。

本対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 8,216 円～9,013 円

DCF 法 : 8,058 円～12,935 円

市場株価法では、基準日を平成 30 年 4 月 18 日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円を基に、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 8,216 円から 9,013 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者に係る平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 31 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 8,058 円から 12,935 円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF 法の算定の基礎となる事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成 31 年 2 月期の営業利益に関して、その他費用（閉鎖費用及び減損による処理費用）について、平成 30 年 2 月期実績に比し約 343 億円の減少が見込まれていること等により前年度比 144.9% の増益が見込まれているとのことです。

③ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、SMB C 日興証券から取得した本対象者株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、近年の加速度的に変化する小売業界の経営環境に鑑みると、対象者の持続的な成長を実現するためには、その商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、事業基盤をより一層強化することが不可欠であり、そのためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であり、それによって対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるとの判断に至ったことから、本日開催の対象者取締役会において、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに

関して本対象者株式価値算定書のほかに、対象者プレスリリースの公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして公開買付価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付価格がSMB C日興証券より取得した本対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつDCF法による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）において同じです。）が付された価格であることを勘案すれば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定とのことです。

上記取締役会決議は、対象者の取締役10名（うち社外取締役2名）の全員が参加し、取締役全員の一致により決議されているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役5名（うち社外監査役4名）の全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定

伊藤忠商事は、上記のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が保有する対象者株式に係る議決権とあわせて対象者の総株主の議決権の数の過半数を保有し、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とする予定です。その目的を達するに至らなかった場合は、市場動向等に照らし、市場取引等の方法により対象者株式を追加的に買い付けていく意向ではあるものの、現時点では詳細は未定です。

（6）上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、伊藤忠商事は買付予定数の上限を10,939,800株（注）（本公開買付けの開始時において伊藤忠商事が所有する対象者株式と合わせて63,387,696株、所有割合にして50.10%）として本公開買付けを実施する予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場が維持される予定です。

（注）本プレスリリースにおける買付予定数の上限（10,939,800株（予定））は、①63,387,696株（これは、対象者決算短信に記載された平成30年2月28日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（177,428株）を控除した株式数（126,534,885株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、②平成30年4月18日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式の数（52,447,896株）を控除した株式数としておりますが、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において伊藤忠商事が所有する対象者株式の数及び当該時点での入手可能な最新の対象者が所有する自己株式数を踏まえ、最終的な買付予定数の上限を決定する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社	
② 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高柳 浩二	
④ 事 業 内 容	総合小売事業、コンビニエンスストア事業等の持株会社	
⑤ 資 本 金	16,658百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和56年9月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成29年8月31日現在)	伊藤忠商事株式会社	37.15%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12.33%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.14%
	株式会社NTTドコモ	2.31%
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2.23%
	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.98%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.45%
	BNPパリバ証券株式会社	1.28%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.26%
	BNYM FOR GOLDMAN SACHS JAPAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.09%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本的関係	公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、平成30年4月18日現在、対象者株式52,447,896株(所有割合41.45%)を所有しております。	
人目的関係	対象者の取締役3名及び監査役1名が公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事の出身者です。また、本日現在、伊藤忠商事から対象者グループへ40人の従業員が出向しております。	
取引関係	公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事と対象者グループとの間には、商品の販売等に関する取引があります。	
関連当事者への該当状況	対象者は公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事の持分法適用関連会社に該当します。	

(2) 日程等

本公開買付けにつきましては、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと、②日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること等(注)の前提条件が充足された場合に速やかに実施することを予定しております。伊藤忠商事は、上記の前提条件が充足された場合、公開買付者をして、速やかに、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)が20営業日から30営業日の間となるような日程で本公開買付けを開始せしめる予定であり、本日現在、平成30年8月頃には本公開買付けを開始せしめることを目指しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせ致します。

(注) 本公開買付けにつきましては、上記①及び②のほか、③司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在し

ないこと、④対象者に関する未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項に定める重要な事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第 167 条第 2 項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、及び、⑤対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを実施の前提条件としております。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 11,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成 30 年 4 月 19 日に本買付者側株式価値算定書を取得致しました。なお、野村證券は、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 : 7,723 円～10,020 円

類似会社比較法 : 3,029 円～11,084 円

DCF 法 : 6,704 円～13,876 円

市場株価平均法では、平成 30 年 4 月 18 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値 10,020 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 9,508 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 9,013 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 8,216 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 7,723 円を基に、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 7,723 円から 10,020 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、3,029 円から 11,084 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者から提供され伊藤忠商事が確認した平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 31 年 2 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 6,704 円から 13,876 円までと分析しております。

伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本日、本公開買付価

格を11,000円とすることを決定致しました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値9,013円に対して22.05%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値8,216円に対して33.89%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値7,723円に対して42.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

なお、伊藤忠商事は、平成30年2月7日から4月18日に対象者株式3,820,200株を1株7,080円～10,000円で市場取得しており、当該取得価格は本公開買付価格より1,000円～3,920円低い金額となります。これは市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーションが、平成10年2月に旧・ファミリーマートの株式を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、さまざまな分野で旧・ファミリーマート（本経営統合後においては対象者を指します。）との取り組みを推進してきました。しかし、近年、我が国的小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、Eコマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化等、厳しい経営環境が続いております。

そのような環境下、伊藤忠商事は、対象者の持続的な成長を実現するためには、対象者の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することにより、対象者の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有していました。そして、平成30年2月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成30年2月下旬に、対象者に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診致しました。

伊藤忠商事から対象者に対してかかる検討を打診したことを契機として、同月下旬、伊藤忠商事は、伊藤忠商事及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築しました。

その後、伊藤忠商事は、平成30年3月下旬から同年4月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成30年4月上旬には、伊藤忠商事及び対象者は、伊藤忠商事が対象者を連結子会社とすることによって、対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来型のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。その後、平成30年4月5日に、伊藤忠商事は、対象者に対して、本公開買付価格を11,000円とすることを含む本公開買付けの条件の概要について提案を行いました。そして、本日開催の伊藤忠商事の取締役会において、対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を11,000円とすることについて決定致しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の

範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 7,723 円～10,020 円
類似会社比較法	: 3,029 円～11,084 円
D C F 法	: 6,704 円～13,876 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を 11,000 円とすることを決定致しました。詳細は、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券は、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,939,800 株 (予定)	ー株	10,939,800 株 (予定)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,939,800株（予定））以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が、買付予定数の上限（10,939,800株（予定））を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	524,478 個	(買付け等前における株券等所有割合 41.45%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	109,398 個	(買付け等後における株券等所有割合 8.65%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	524,478 個	(買付け等後における株券等所有割合 41.45%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,259,164 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、法第27条の2第7項第1号に掲げる者である伊藤忠商事が、平成30年4月18日現在において所有する対象者株式に係る議決権の数を記載しております。なお、本公開買付けの開始時点において伊藤忠商事が所有する対象者株式に係る議決権の数が平成

30年4月18日現在の数から変動している場合には、本公開買付けの開始時点におけるプレスリリースにおいて、当該時点における最新の情報に基づく「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を開示致します。また、公開買付者は、本公開買付けの開始までに特別関係者の所有する対象者の株券等の数を確認する予定であり、本公開買付けの開始時点におけるプレスリリースにおいては、当該確認結果も踏まえた「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を開示致します。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」には、対象者が平成30年1月12日に提出した第37期第3四半期報告書に記載された平成29年8月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成30年2月28日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（177,428株）を控除した株式数（126,534,885株）に係る議決権の数（1,265,348個）を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注4) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び公開買付者の「買付け等後における株券等所有割合」には、①63,387,696株（これは、対象者決算短信に記載された平成30年2月28日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（177,428株）を控除した株式数（126,534,885株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、②平成30年4月18日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式（52,447,896株）を控除した株式数を、本公開買付けにおける買付予定数の上限とした場合の数値を記載しております。本公開買付けにおける最終的な買付予定数の上限は、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において伊藤忠商事が所有する対象者株式の数及び当該時点で入手可能な最新の対象者が所有する自己株式数を踏まえて決定する予定です。

(7) 買付代金 120,337,800,000円（予定）

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（10,939,800株（予定））に、本公開買付価格（11,000円）を乗じた金額です。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、決まり次第お知らせ致します。なお、公開買付代理人は野村證券を起用する予定です。

② その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を

含みますが、これらに限りません。) 又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」及び「(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関して本対象者株式価値算定書のほかに、対象者プレスリリースの公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして公開買付価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付価格がSMB C日興証券より取得した本対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつDCF法による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%のプレミアムが付された価格であることを勘案すれば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をともにも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定とのことです。対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

5. 当期業績予想及び前期実績

本件が、当社の平成30年3月期における連結業績に与える影響はありません。また、当社の平成31年3月期における連結業績に与える影響につきましては、現在精査中でありますが、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表致します。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。